

## 大阪府からの要請

平素は組合活動にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、大阪府では重症病棟の使用率が概ね50%に達する見込みとなったことから大阪市北区及び中央区の飲食店に対して以下の休業・時短営業要請が出されました。

<要請期間>

11/27(金)～12/11(金)の間

<要請内容>

大阪市北区・中央区の飲食店

酒類の提供を伴う飲食店：午前5時から午後9時までの営業

但し、接待を伴う飲食店（キャバレー、ホストクラブ等）やバー、ナイトクラブ、カラオケ店などで大阪府感染防止宣言ステッカー登録をしていないお店には休業要請

<支援金>

要請に応じた店舗には国、府、市から50万円の支援金が支払われるとの報道がありますが、11/25午前9時時点では大阪府からこの件に関する発表はありません。

<この件に関するコールセンター>

06-4397-3268

平日及び11/28(土) & 11/29(日) 09:30～17:30

また、以下の内容も要請されております。

- ① 「5人以上」「2時間以上」の宴会・飲み会を控えること（府民への要請）
- ② Go to EAT キャンペーンで付与されたポイントやプレミアム食事券、その他の支援事業で付与されたポイントの利用を控えるよう求めること（府民への要請）
- ③ パーテーションの活用、食事中のマスクの活用など会話の際はマスクやフェイスシールドを着用、斜め向かい席への案内、CO2センサー等を活用した換気の徹底
- ④ 業種別ガイドラインの徹底、感染防止宣言ステッカー、大阪府コロナ追跡システムの導入
- ⑤ 従業員などに少しでも症状がある場合は、休暇を取りやすい環境を整えるとともに検査受診を勧めること
- ⑥ 休憩室、喫煙所、更衣室などでマスクを外した状態での会話を控えること
- ⑦ 従業員の年末年始における休暇を分散させること